

長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、図書館事業の振興、発展を図るため、長岡京市文庫連絡会（以下「文庫連絡会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市文庫連絡会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、文庫連絡会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館事業の振興、発展に繋がる講習会、講演会に関する事業
- (2) 団体間の連絡調整の事業
- (3) 機関紙の発行、資料の作成に関する宣伝啓発事業
- (4) その他、図書館の振興に寄与する公共的な意義ある適切な事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、事業の実施に係る経費とする。ただし、事業の特殊性により必要と認められる場合は、運営費についても補助することができる。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第6条 文庫連絡会は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市文庫連絡会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、5月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市文庫連絡会補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により文庫連絡会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後 1 か月以内か 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第 8 条 文庫連絡会は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業終了報告)

第 9 条 文庫連絡会は、事業の完了後、長岡京市文庫連絡会補助事業終了報告書（別記様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、1 か月以内か 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第 2 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第 10 条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市文庫連絡会事業補助金確定通知書（別記様式第 6 号）により、文庫連絡会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 11 条 前条の規定による確定通知を受けた文庫連絡会は、長岡京市文庫連絡会補助金交付請求書（別記様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 文庫連絡会は、前項の規定により概算交付を受けようとするときは、長岡京市文庫連絡会補助金概算交付請求書（別記第8号様式）に第7条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由書を付して、市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第13条 文庫連絡会が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかつたとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第12条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な額を超えたときは、文庫連絡会に対して、その差額を返還させることができる。

3 前項の規定による補助金の返還が、市長が指定する期日を過ぎた場合の延滞金等については、規則第15条の規定を適用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市文庫連絡会補助金交付申請書

長岡京市文庫連絡会補助金の交付を受けたいので、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第6条、第9条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第9条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市文庫連絡会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助見込額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) この補助金は、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
 - (4) 補助事業完了後1か月以内か3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出してください。
 - (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
 - (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
 - (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を何年間保管してください。
 - (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市文庫連絡会補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市文庫連絡会補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした文庫連絡会補助金について、
長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を
確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名

住 所

代表者名

印

長岡京市文庫連絡会補助金交付請求書

年 月 日付で確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額

金

円

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名

住 所

代表者名

印

長岡京市文庫連絡会補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市文庫連絡会補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し